

社会福祉法人わかめ福社会

役員及び評議員並びに選任解任委員に対する報酬等規則

(趣旨)

第1条 社会福祉法人わかめ福社会役員及び評議員並びに選任解任委員(以後「役員等」という。)に対して支給する報酬等について必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規則でいう役員とは、理事、監事を言う。
(理事会、評議員会、選任解任委員会の出席報酬)

(報酬)

第3条 役員が理事会に出席したときは、5,000 円を支給する。評議員が評議員会に出席したときは、5,000 円支給する。評議員選任・解任員については無報酬とする。但し、職員を兼務する者は、出勤時間として取り扱う

(旅費)

第4条 役員及び評議員選任・解任委員が各会に出席した場合、5,000 円支給する。

附則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。